

日本反核法律家協会 2021年総会決議

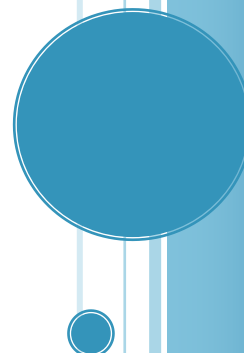
2021/11/13

I. 情勢の特徴と私たちの課題	1
II. 活動報告	8
III. 活動方針	14
IV. 役員体制	18

日本反核法律家協会

(事務所) 〒160-0007 東京都新宿区荒木町 20-4 フリーディオ四谷三丁目 906

(連絡先) 大久保賢一法律事務所 TEL:04-299-2866 FAX:04-2998-2868



日本反核法律家協会 2021 年総会決議

I. 情勢の特徴と私たちの課題

前回総会後の情勢変化を踏まえ、新局面での私たちの課題を検討する。今期情勢の特徴について、いくつかのポイントを挙げる。

(1)核兵器禁止条約(TPNW)の発効

2021年1月22日、核兵器禁止条約(以下TPNW)が50カ国の批准後90日を経過して発効した。被爆者をはじめとする市民社会は、これを大いに歓迎している。しかしながら、核保有国・核依存国は「実効性がない」「安全保障環境を無視して核抑止を否定している」「国際社会に分断を持ち込む」としてTPNWに強い拒否と敵意を示している。アメリカは2020年10月、批准国などに「核兵器禁止条約に関する米国の懸念」と題する「書簡」を送った。批准国には「この条約は、効果的な検証の必要性や悪化する安全保障環境に対処していない」ので「批准・加入書を撤回すべき」だとしている。その他の国には、TPNWは「危険なまでに非生産的だ」、「国際社会の分裂に拍車をかける」などとしてTPNWへの賛同を阻止しようとしている。この事実自体が、TPNWに実効性はないと言質が虚偽であることを物語っている。核大国がTPNWによって「核の正統性」を奪われることを恐れていることを意味するからである。

TPNWが条約国際法である以上、形式的には法的拘束力が及ぶのは署名・批准国に限られるが、そのことは「署名・批准をしていない核保有国・核依存国に何らの影響も与えず、核廃絶に役に立たない」ことを意味するわけではない。TPNWが誕生したことによって、「あるべき法」が「(現に)ある法」となり、核兵器はその存在そのものが、国際法の世界で禁止され、廃絶されるべきものとされた。核保有国・核依存国も、文明国を自任する限り、法を無視することはできない。また、TPNWの発効によって、核兵器使用が全面的に禁止されている状態が国際社会で「一般慣行」として継続した場合には、核兵器を禁止する慣習国際法の形成を促進する。「一貫した反対国の法理」により、TPNWに一貫して反対してきた核兵器国は、慣習法に拘束されないとしても、慣習法の形成は阻害されないという見解に立てば、条約未加盟国に対しても法規範として適用されることになるし、TPNWを支持する市民社会の声自体が「公共の良心」として規範形成に寄与し、その普遍化を推し進めることになる。

そしてTPNWは、核兵器の使用や使用すると威嚇はもとより存在そのものを違法化し、その廃絶を展望するものであり、「核抑止」論とは相容れない。TPNWは、「いかなる核使用も壊滅的な人道上的結末をもたらす」のであり、「核廃絶こそ再び核が使用されない唯一の安全保障策である」との考えに立脚するものである。これは、2010NPT再検討会議の最終合意文書で「核兵器の完全廃棄が核兵器の使

¹ 2021年10月14日現在署名86カ国。加入・批准56カ国は以下の通り。アンティグア・バーブーダ、オーストリア、バングラデシュ、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボツワナ、カンボジア、コモロ、クック諸島、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、フィジー、ガンビア、ガイアナ、バチカン市国、ホンジュラス、アイルランド、ジャマイカ、カザフスタン、キリバス、ラオス、レソト、マレーシア、モルディブ、マルタ、メキシコ、ナミビア、ナウル、ニュージーランド、ニカラグア、ナイジェリア、ニウエ、パラオ、パレスチナ、パナマ、パラグアイ、フィリピン、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、サモア、サンマリノ、セーシェル、南アフリカ、タイ、トリニダード・トバゴ、ツバル、ウルグアイ、ヴァヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、チリ。原水協通信 on the web <http://www.antiatom.org/Gpress/?cat=129> 参照。出典:ICANウェブサイト

用あるいは使用の威嚇に対する唯一の安全保障策であることを再確認する」としていることと重なり合うことを想起すべきである。

そもそも、TPNWはその前文で「NPTは核軍縮及び不拡散体制の礎石、…国際の平和及び安全の促進において不可欠な役割」と位置付けているのでありNPTの妨害物という議論は筋違いである。中満泉国連軍縮担当上級代表も2021年8月11日オンライン記者会見²で「(TPNWが)NPTと対立関係にあると理解してほしくない。補完関係をつくる必要がある」と述べているところである。

ところで、日本政府は2020年の国連総会において、米英を含む99カ国の共同提案で「核兵器のない世界に向けた共同行動の指針と未来志向の対話」と題する決議案を提出した。この日本決議については、その不徹底さ・不十分さが指摘されているが、「6条を含むNPTの完全・着実な履行にコミットする」としており、150カ国の賛同を得ている。TPNWに背を向けてもNPT6条履行を日本政府が主張するならば、私たちは、日本政府に対し、共同提案国たる米英含めNPT6条に定められた核軍縮の具体化を迫るというアプローチも排除すべきではない。そしてNPT6条を真摯に追求するというなら、日本政府がTPNWを拒む理由は存在しなくなる。分断を口実にする余地はない。

一方、この間TPNW賛同国は着実に増え、2020年第75回国連総会においてTPNW支持決議は130カ国の賛成(反対42カ国、棄権14カ国)を得ている。欧州の「核の傘」国でもいくつかの新しい動きがみられる³。ドイツ連邦議会には超党派の「核兵器禁止議員団」が結成されTPNW批准に向けた議論が俎上に上る可能性が生まれているほか、NATO本部のあるベルギーの新連立政権はTPNWが核軍縮に前向きな役割を果たす可能性に言及した。ノルウェー議会は政府に対しTPNWに加入した場合どうなるかを議会に報告するよう要請していたが、政権交代によりTPNW加入に向け舵を切る可能性が生まれている⁴。

来年(2022年)1月には再延期後のNPT再検討会議が、同年3月にはTPNW第1回締約国会合が予定されている。市民社会の一員として、私たちは日本政府にTPNWの早期署名・批准を求めつつ、締約国会合への参加を促し核廃絶の先頭に立つ役割を果たすよう迫る必要がある。同時にTPNWの普遍化を進める「公共の良心」としての役割を果たさなければならない。

(2) バイデン政権の誕生と核政策

2020年米国大統領選挙で勝利したジョー・バイデン氏の政権が2021年1月発足した。アメリカ・ファーストを標榜し、移民排斥やWHOからの脱退、気候変動への無理解な対応等で国際社会を混乱に陥れたトランプ政権からの交代に、内外から一定の「期待」が寄せられるのも無理からぬことであった。

バイデン政権は、発足後、直ちに大統領令で気候変動にかかる国際的枠組みであるパリ協定への復帰とWHOの脱退撤回を果たした他、内政面では格差是正に意欲をみせている。外交面では、2021年1月にはロシアのプーチン大統領と、2月と9月には中国首脳と電話会談を行い、3月には米中外交トップが直接会談を行っている。また同月25日の記者会見⁵では同日行われた北朝鮮の弾道ミサイル発射⁶を「国連安保理決議違反」と述べ、相応の措置をとることを警告しつつ、「非核化を最終結果に条件づけるなら」対話の準備もあると示唆した。バイデン氏は、トランプ前政

² 2021年8月13日付『赤旗』。

³ 2020年11月5日付、同月11日付、及び2021年6月22日付『赤旗』。

⁴ 2021年9月15日付『赤旗』。

⁵ 2021年3月27日付『赤旗』。

⁶ その後北朝鮮は、8月に行われた米韓軍事演習に対抗して9月15日に、また9月28日にもミサイル発射を行っている。2021年9月16日付『赤旗』。同9月29日付赤旗。

権の対話を重視した北朝鮮政策に批判的であり、バイデン政権はその見直しをはかっているとされるが、自らの核依存を改めぬまま、一方的に北朝鮮に核を手放すよう求める「対話」に実りは期待できないであろう。

2021年6月にはジュネーブで米ロ首脳会談が行われ、核軍縮にかかる「戦略的安定についての共同声明」を発表するといった動きがあった(尚、2月に米ロは新STARTの5年延長で正式合意している)。今回の米ロ共同声明では、「戦略的安定への対話」を通じ、軍事衝突、核戦争の脅威を減らすことが目標とされ、「核戦争には勝者はなく、絶対に始めてはいけないという原則」が再確認された。これは36年前のレーガン・ゴルバチョフ会談において最初に確認された原則であり、これを契機に現実核兵器が削減されその検証も行われた。今回の共同声明では36年前に声明で触れられていた核戦力の削減についての言及はなく、また核廃絶の道筋にも触れられていない。勝者のありえない核戦争の危機から脱出するためには、まずは核兵器依存政策を改めることが両国に求められる。

オバマ大統領時代副大統領を務めたバイデン氏は、核態勢見直し(NPR)に着手する可能性もあり、核先制不使用(唯一目的)政策の検討が報じられているものの、核攻撃に対しては核による報復を明言⁷しており、オバマ時代の核政策を超えて核廃絶に踏み出す抜本的変更の可能性は低い。バイデン大統領もまた、核抑止論信奉者であることを見落としてはならない。それを乗り越えて、「唯一の目的」政策の実現、ICBMの削減、ABM制限条約の実現など、核兵器の役割を低減するとりくみがバイデン政権に求められる。

尚、2021年8月9日付でウィリアム・ベリー元米国防長官、モートン・H・ハルペリン米国元政府高官、ダリル・G・キンボール軍備管理協会事務局長氏ら21名の核問題専門家と米国科学者連合(FAS)、憂慮する科学者同盟(UCS)等5団体が「菅義偉首相及び他の政党党首に宛てた先制不使用・唯一の目的宣言に関する公開書簡」を発表している。公開書簡は、日本の与野党党首にバイデン政権による先制不使用・唯一目的宣言に反対しないよう要請するものであり、これに呼応して日本国内の22団体44名が同趣旨の公開書簡を発した⁸。この要請の背景には、かつてオバマ政権が先制不使用策を検討した際、抑止力低下を懸念した日本政府の反対が、先制不使用策断念を決定した理由であった(トーマス・カントリーマン元国務次官補の証言)という経緯がある。先制不使用策は、核廃絶に直結するものではないが、核使用リスクを抑え核保有の動機を引き下げることとなり、これに日本政府が反対することなど再びあってはならない。

(3)米中対立の深刻化と、台湾危機をめぐる問題

一方で、バイデン政権下で米中対立が深刻化している傾向も看過できない。2021年4月28日バイデン大統領が行った施政方針演説では、中国に対し、気候変動などの国際的課題での協調を表明しながらも、習近平国家主席を「専制主義者」と呼び、「人権と基本的な自由、同盟国に対するわれわれの誓約を後景に追いやることはない」「欧州でNATOがやっているように、インド太平洋地域における強力な軍の配備を継続する」⁹と述べ、対決姿勢を鮮明にした。これは、個別的自衛権や集団的自衛権の行使としての軍事力行使ではなく、敵視する政治制度・社会体制に対して軍事力で対抗することを表明したに等しい。

この施政方針演説に先立つ3月16日、日米安全保障協議委員会(2+2)が行われ共同文書が発表された。続く4月16日には日米首脳会談が行われ共同声明が発表されている。2+2の共同文書並びに日米共同声明は共に、インド太平洋地域の平和と安全、繁栄のための日米同盟強化と能力の向上を謳い、「国際秩序に合致しない中国の行動」を批判し、ことに「台湾海峡の平和と安定の重要性」に言及した。中国を名指して批判する文言は、日米印豪(クワッド)の共同声明(3

⁷ 2020年11月11日付『赤旗』。

⁸ このとりくみについては、以下の報道がある。朝日新聞

聞 <https://digital.asahi.com/articles/ASP974SJVP96PLZU004.html>、長崎新聞

<https://nordot.app/808144457561866240?c=174761113988793844>、中国新聞

聞 <https://www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=108845> その他2021年9月8日付西日本新聞が記事を掲載。

⁹ 2021年5月2日付及び同月3日付『赤旗』。

月 12 日)にも米韓 2+2 の共同発表(3 月 18 日)にも見当たらず¹⁰、日米首脳共同文書に「台湾」が明記されるのは、1969 年のニクソン・佐藤首脳共同文書以来、実に 52 年ぶりのこととされる。日米両国による中国敵視の姿勢ははっきりしている。

日米共同声明では、「日本は(中略)自らの防衛力を強化することを決意」し、日本の防衛のために「米国は、核を含むあらゆる種類の能力」を用いるとされ、この文脈において、台湾問題が日米同盟で対処されるべき問題と位置付けられていることは重大である。仮に台湾海峡において武力衝突が発生した場合、アメリカが介入すれば安保法制に基づき日本の自衛隊が参戦することは現実に起こり得る事態である。

かつて 1958 年第 2 次台湾危機の際に、米国で中国本土への核攻撃が検討されていたことが、「ペンタゴンペーパーズ」の内部告発者ダニエル・エルズバーグ氏の入手した機密文書に基づいてニューヨーク・タイムズで報じられた¹¹。そのときは最終的に核が使用されることはなかったが、当時と異なり、現在の中国は核保有国であり、台湾との統一を最重要視する姿勢を示し、台湾問題での核使用は先制使用に当たらないと主張している。台湾海峡をめぐる危機が再燃し、米中という核保有国が対峙することになれば、台湾海峡とその最前線基地たる日本、とりわけ沖縄で核兵器が使われる危険性は大きいと言わざるを得ない。

昨今の中国の国内外における人権侵害行為を口実にして、日本は防衛力(軍事力)強化に傾斜している。2021 年 6 月 16 日、国会で重要土地規制法が可決成立した。この法律は、米軍・自衛隊基地などの周辺(範囲が不明確な「生活関連施設」も含まれる。)や国境離島等(沖縄県の有人島すべてが含まれる。)を監視対象にして、法令上無限定の「利用実態の調査」を可能とし、機能阻害行為に対しては土地利用の中止命令を発することができ、違反者には刑罰も科される。構成要件も不明確なまま軍事的安全保障の観点から私権を制限する戦争準備のための違憲立法と言わざるを得ない。外国資本による土地購入を安全保障上のリスクととらえるこの法律の発想自体、近隣諸国との対立を煽り、火に油を注ぎかねないのである。

(4) 日本国内の政治動向

新型コロナ危機の猛威は、日本国内においては安倍政治をそのまま引き継いだ菅政権の無為無策により、人命そのものが脅かされる「人災」の域に及んでいる。科学的知見を無視して検査体制を整えぬまま、GO TO キャンペーンを実施したのみならず無謀なオリンピック・パラリンピックを強行して、コロナ感染爆発を引き起こした。さらに十分な補償もせずに「自粛」を強要したうえ、「原則自宅療養」方針を打ち出し、人命軽視の姿勢を露わにした。そして、これらの「コロナ対策」について国民に対し何一つ説明しようとしぬ無責任極まりない菅政治に、内閣支持率は急落し、2021 年 9 月 3 日菅義偉首相は次期総裁選に出馬しないことを表明、政権を投げ出したのである。自民党総裁選により新総裁に選ばれた岸田文雄氏が、10 月 4 日臨時国会において首相に指名され新内閣が発足したが、これまでの「コロナ対策」に無反省で、改憲に固執し、敵基地攻撃を選択肢に含め、原発再稼働を推進し、国政私物化を不問に付そうとしている点で、岸田氏は安倍・菅政治の「正統な」継承者である。何より TPNW については、従前どおり背を向けたままである。

現政権の継承者に、TPNW を早期に署名し批准する意思がないならば、自公政権に代わる新しい政治を生み出さなくてはならない。9 月 8 日、立憲民主党、日本共産党、社会民主党、れいわ新選組の野党 4 党と「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」(以下「市民連合」)とが新しい政治の実現をめざす共通政策「衆議院総選挙における野党共通政策の提言—命を守るために政治の転換を—」(以下、共通政策の提言)に合意した。共通政策の提言の 1 項目「憲法に基づく政治の回復」には、「核兵器禁止条約の批准をめざし、まずは締約国会合へのオブザーバー参加に向け努力する」と明記された。

¹⁰ 2021 年 5 月 21 日の米韓首脳会談後の共同声明では中国を名指しせず「台湾海峡の重要性」についてのみ触れた。

¹¹ 2021 年 5 月 25 日付朝日新聞、同日付『赤旗』。

安倍政権による違憲の「安保法制」強行に抗するとりくみを背景に 2015 年に発足した「市民連合」は、2020 年 9 月の 15 項目の政策提言で、初めて TPNW を直ちに批准することを盛り込んだ。その後 2021 年 6 月、6 項目に減らされた「衆議院総選挙における立憲野党共通政策の提言」では TPNW 批准の提言がいったん削除されたが、今回の共通政策の提言に改めて明記され、野党 4 党の共通政策として合意された。「直ちに批准」が「批准をめざし」となり、「オブザーバー参加する」ではなく「参加に向けて努力する」とされたのは、野党 4 党合意を成立させるための「歩み寄り」とみられるが、この共通政策の提言は、TPNW の批准をめざしながら「まずは」オブザーバー参加に向けて努力する、としている。この点で、現政権の徹底した TPNW 敵視政策に対する有効なカウンターとなり得るのであり、「非核の政府」実現への第 1 歩と評価できよう。

2021 年衆院総選挙は、10 月 19 日公示、10 月 31 日投開票が行われた。自公政権の継続・維新の会の議席増という結果となったが、自民党は改選前から 15 議席減らし、国民の信任を得たとは到底いえない。それは戦後 3 番目に低いといわれる 55.93% という投票率にみられるとおりである。詳細な分析は今後にまつとしても、後述の通り国民の 6～7 割が TPNW に参加すべきとの世論調査が出ていながら、国会議員の TPNW 賛同者は 32%¹²であるという「ねじれ」について私たちは留意しなければならない。

しかしながら、今回の総選挙において、とりわけ「カクワカ広島」「議員ウォッチ」「KNOW NUKES TOKYO」といった若い世代を中心としたチームによって、TPNW への賛否が選挙争点として可視化されたことの意義は大きい。そのとりくみにより、公示直後の賛同表明候補者が 200 名程度だったのが投開票日までに 494 名に達し、選挙前 28% だった国会議員賛同者が 32% になったのである。

これは、今後私たちが岸田政権に対し TPNW の早期署名・批准を迫るうえで後押しとなる重要な前進面である。いずれにせよ、市民社会の一員として「非核の政府」実現に向け継続的な努力が求められる。

(5)国内司法分野の動向

前回総会以降、国内の司法分野では以下の進展があった。

まず、原爆投下直後の放射性物質を含む「黒い雨」を浴びながら被爆者健康手帳交付却下処分を受けた原告らが処分取消と手帳交付を求めて争った「黒い雨」訴訟では、2020 年 7 月 29 日広島地裁における全面勝訴判決後、同年 8 月 12 日国と広島県及び広島市が広島高裁に控訴していたが、2021 年 7 月 14 日判決¹³が言い渡され、二審においても全面勝訴を勝ちとった。二審判決は、一審判決をさらに進化させ、「黒い雨に遭った者」の範囲を広く捉え、直接雨に打たれた者だけでなく、放射性微粒子を体内に取り込み内部被ばくによる健康被害を生ずる可能性のあった者とし、一審の際に被爆者手帳交付の要件とされた疾病り患も要件から外した他、「黒い雨」の雨域もより広範囲に認めた。これは、従来から被爆者健康手帳の交付対象たる被爆者と認められなかった原告以外の「被爆体験者」にも救済の道を開くものと評価されている。当初上告を検討していた国(広島市と広島県は国に上告断念を要請)も、7 月 26 日上告断念を表明し、二審判決が確定した。今後、長崎の「被爆体験者」らを被爆者と

¹² 「議員ウォッチ」のサイト(<https://giinwatch.jp/#special-you>) 参照。

¹³ 広島高裁控訴審判決要旨は、

<https://blackrain1.jimdofree.com/%E8%A3%81%E5%88%A4%E9%96%A2%E9%80%A3%E6%96%87%E6%9B%B8-%E8%A8%B4%E7%8A%B6-%E5%88%A4%E6%B1%BAet/>(裁判関連文書 - blackrain1 (jimdofree.com)) からダウンロードして閲覧可能。7 月 14 日付朝日新聞デジタル <https://www.asahi.com/articles/ASP7G6Q3SP7DPTIL03B.html> も判決要旨をアップしている。

認定し、被爆者健康手帳を交付させるとりくみをはじめ、「内部被ばく」者をいかに救済していくかが課題となっている。

次に、ビキニ環礁被ばく船員 12 名が、全国健康保険協会に対する船員保険適用不認定処分の取消請求と、国に対する損失補償請求とを求め、2020 年 3 月 30 日高知地裁に提訴¹⁴した訴訟においては、実質審理が行われないまま管轄の有無が争われ、同年 7 月 30 日第 1 回口頭弁論の後、被告全国健康保険協会と被告国は「請求の併合は認められない」「管轄は東京地裁である」との意見書を提出し、翌 2021 年 3 月 26 日、高知地裁は、両事件ともに東京地裁へ移送する決定をした。原告及び弁護団は高松高裁に即時抗告したが、同年 8 月、高松高裁は、①損失補償請求については東京地裁への移送を認めず高知地裁で審理、②処分取消請求については東京地裁に移送、との抗告決定を出した。今後、高知地裁、東京地裁それぞれで争われる見通しであり、訴訟への支援・協力が求められている。

尚、原発被災者救済訴訟においては、被告東電の悪質性を認定して「中間指針等」の水準を越える賠償額を認容したいわき避難者訴訟(第 1 陣)2020 年 3 月 12 日仙台高裁判決の後、現在も上告審で係争中であり、福島地裁いわき支部に提訴されたいわき避難者訴訟(第 2 陣)は 2021 年 2 月 9 日被告東電に 6 億円の賠償額を命じる判決が出された。また、高裁レベルで初めて国の責任を認めた福島原発生業訴訟(「なりわいを返せ、地域を返せ!」福島原発訴訟)控訴審の 2020 年 9 月 30 日仙台高裁判決に続き、福島第一原発事故損害賠償千葉訴訟では 2021 年 2 月 19 日国の責任を認め逆転勝訴となる東京高裁判決(一審千葉地裁)が出されたが、原子力損害賠償群馬訴訟(一審前橋地裁)では 2021 年 1 月 21 日賠償額はわずかながら上乘せされたものの一審を覆して国の責任を否定する東京高裁判決が出されている。現在、福島原発生業訴訟・福島第一原発事故損害賠償千葉訴訟・原子力損害賠償群馬訴訟の 3 件が最高裁第 2 小法廷に係属しており、東電のみならず国にも原発事故の責任があることを認めさせられるかどうか大きな争点である。さらに 9 月 29 日には、愛媛避難者訴訟について高松高裁が一審に続き東電と国の責任を認める判決を下し、国の責任を争った高裁判決の 4 件目であり、国の責任を認めた 3 件目の判決となった。

脱原発訴訟においては、以下の決定・判決があった。2020 年 7 月 6 日仙台地裁で女川原発差止仮処分申立てを却下する決定に対する即時抗告について同年 10 月 23 日仙台高裁は申立を棄却した。一方、12 月 4 日大阪地方裁判所第 2 民事部は住民らの請求を認め、関西電力大飯原発 3・4 号機の設置変更許可処分を取り消した。2021 年 3 月 12 日、佐賀地裁で玄海原発設置許可取消しを認めず、また、差止請求も棄却する判決が出されている。同年 3 月 18 日には広島高裁において、前年 1 月 17 日の伊方原発の差止めを認めた即時抗告審決定を取り消し、四国電力の異議を認め、債権者の抗告を棄却する決定が出された。対照的に、同日水戸地裁第 2 民事部においては東海第二原発の運転差止めを認める判決が出されている。

(6)核廃絶への新たな胎動と私たちの課題

TPNW の発効は、「核兵器の時代の終わりの始まり」という希望の灯をともした。核保有国が加入しない条約に意味はないとの言説とは裏腹に、現実に新たな動きが始まっている。前述の通り NATO 傘下の諸国に TPNW 加入を模索する国が現れているだけでなく、2021 年 6 月 24 日にはカナダ・ウィニペグ市議会は現地の高校生の運動を後押しにして TPNW 支持を表明する決議を可決¹⁵し、8 月 31 日

¹⁴ 機関誌『反核法律家』No.103(2020 年夏号)掲載の「ビキニ水爆被災事件と労災認定訴訟、その経緯と争点について」間間元論稿(43 頁以下)並びに「ビキニ事件の被ばく船員に救済の途を」南拓人論稿(47 頁以下)参照。

¹⁵ 2021 年 7 月 8 日付『赤旗』。

全米市長会議は TPNW を歓迎するよう政府に呼びかける決議を全会一致で採択¹⁶した。このような草の根からの支持の広がり大きな意味を持つ。また、日本国内においても、TPNW に参加すべきとの世論は、国民の 6～7 割に及ぶとの調査結果がある¹⁷。

特徴的なのは、これらの動きの中心に若い世代の積極的な関与が存在していることである。デュポール大学の宮本ゆき教授は、「若者を中心とした様々な社会正義運動(は、)(中略)「国」に代表されるような「大きな主語」を懐疑的、批判的に見る視点に依っている。そこに 2017 年以前では一番動員数の多かった 80 年代の反核マーチとは違う新しさを感じている。(中略)現在の運動は先住民に対する植民主義の視点、環境レイシズムの視点、ジェンダーの視点などを取り入れることで、核兵器と放射能障害が国家間の問題のみに帰せられるべきではなく、水や空気の汚染といった日常の問題であり、女性・人種差別の延長線上にあることを訴えている」と指摘¹⁸している。核使用がもたらす「壊滅的な人道上的結末」及び気候変動は、「人類の生存にかかわる 2 つの脅威」であり、その影響を最も深刻かつ長期にわたる将来世代が、まさに「自分事」としてとらえるところから出発しているのである。

日本においても、核兵器廃絶日本 NGO 連絡会の学生を中心とした有志メンバーが被爆者とともに TPNW 批准を求めて在京大使館を訪問したり、ヒバクシャ国際署名と連携してオンライン被爆証言会にとりくんだりしてきた。また「カクワカ広島」「議員ウォッチ」「KNOW NUKES TOKYO」といったチームが、国会議員と面会し核兵器問題へのスタンスを可視化するというこれまでにないユニークなとりくみを展開している。また、彼らは、同世代への発信力にデジタル世代の強みを発揮している。

このような将来世代のとりくみは、被爆者をはじめ長年反核運動に携わってきた世代を励まし、とりくみに新たな息吹を吹き込んでいる。そして、今日に至るまでの反核運動の経験と教訓を将来世代に伝えることは、この間運動を担ってきた世代の責務である。

次節 II 活動報告 4 項記載のとおり、本年は ICJ 核兵器勧告的意見が出されて 25 年の節目にあたり、私たちは IALANA とともにオンラインで記念イベントにとりくんだ。それは ICJ 核兵器勧告的意見の現代的意義とその後の国際法の到達点、すなわち核抑止論を乗り越えた TPNW や軍縮分野と人権法の架橋の進展を確認するとともに、ICJ 核兵器勧告的意見を生み出す原動力となった世界法廷運動を若い世代に伝える契機となった。今、若い世代のとりくみの中核となっている学生のほとんどは、25 年前にはまだこの世に生まれていなかったのである。世界法廷運動の経緯を伝える資料を整理し、アーカイブ化して継承していくことは重要な意味を持つ作業となる。私たちは、この作業を通して若い世代とつながり、運動を通しての規範形成過程と、規範が「核兵器も戦争もない世界」を創るために果たしてきた役割を再確認することができる。

以上をまとめると、私たちの課題は次のようになる。①日本政府に TPNW 早期署名・批准を求めつつ、締約国会合には野党 4 党の合意した共通政策の提言で示された通り署名・批准を前提としたオブザーバー参加を促し核廃絶の先頭に立つ役割を果たすよう迫りながら、同時に市民社会の一員として、TPNW 規範の普遍化を進める。②日本政府に米国の核先制不使用策に反対させないことはもとより、NPT 再検討会議において核兵器国・核依存国に対し NPT6 条の履行を迫るような働きかけを求めて

¹⁶ 2021 年 9 月 7 日付『赤旗』。決議はさらに、バイデン政権の NPR に NPT6 条の義務を盛り込むよう求める他、議長と大統領に対し核兵器の最新鋭化計画を中止するよう提起している。

¹⁷ 朝日新聞デジタル(2020 年 11 月 16 日配信)で 59%、中日新聞 Web(2021 年 8 月 1 日配信 <https://www.chunichi.co.jp/article/302162>)で 71%が参加すべきとの回答が報じられている。

¹⁸ 『反核法律家』No.108(2021 年秋号)35 頁以下、宮本ゆき教授の論稿「米国における核兵器観」より。

いく。③朝鮮半島、台湾海峡を含むアジア太平洋地域の非核化のためにネットワークづくりを進め、関係国市民との対話を通じて友好的な信頼関係を醸成する。その際、関係国が TPNW に署名し条約の趣旨目的を損なわない義務を受け入れることで安全保障環境を整え、厳格な検証の下での非核化プロセスを提起していくことも重要になる。④国内において係争中の被爆者及び被ばく者救済にかかる訴訟活動を支援する。⑤核廃絶・気候変動阻止を「自分事」としてとらえる将来世代との連携を進める。

これらの課題にとりくむことで、私たちは「核兵器も戦争もない世界」の創造に近づくことができる。

II. 活動報告

1. 意見交換会「朝鮮半島の非核化のために」

前総会（2020年11月）後、5回目となる同一テーマでの意見交換会「朝鮮半島の非核化のために」を開催した。パネリストは山田寿則理事、白充氏、崔鳳泰氏、楊小平氏、中村桂子氏の5名であり、森一恵事務局長と大住広太事務局次長が進行役を務め、冒頭大久保賢一会長の主催者挨拶の後、森事務局長が問題提起を行った¹⁹。

TPNW の発効が確定した状況において、北東アジア非核化プロセスにおける TPNW の意義、朝鮮半島非核化にとっての侵略・植民地支配と「戦後」社会の問い直しの必要性、TPNW 発効に際しての原爆被害者の役割、中国における核実験被害補償措置、TPNW 時代の軍縮教育、といった多面的なアプローチで議論が行われ実りある意見交換会となった。

特筆すべきは、この意見交換会の場において、崔鳳泰氏の仲介により、韓国原爆被害者協会イ・ギョヨル（李圭烈）会長と日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）の田中熙巳代表委員とのエール交換が ZOOM 画面越しとはいえ実現したことである。そして「核兵器禁止条約の発効を機に、核兵器保有国は速やかに批准し、核兵器を廃棄せよ！」と題する日韓原爆被害者共同声明²⁰が発出された。また韓国原爆被害者協会から、アメリカの原爆投下を裁く民衆法廷を開きたい、という問題提起もあった。これをきっかけに日韓原爆被害者による米国の原爆投下の責任を問うとりくみの検討が始まっている。

尚、2020年11月意見交換会に先立ち、コスタリカの Armando Mora Solís 氏より「朝鮮半島の政治的・領土的和解のために」と題する提言書が送付され、意見交換会で資料として配布し、その後も Armando Mora Solís 氏と ZOOM 利用やメールを通じて意見交換を行った。

2. TPNW 発効歓迎声明の発出

2021年1月22日、核兵器禁止条約 (TPNW) が発効した。当協会は、同日付で「核兵器禁止条約の発効を歓迎し、『核兵器も戦争もない世界』の実現を求める声明」²¹を発出し、英訳文とともに発信した。

¹⁹ 意見交換会の内容は機関誌『反核法律家』(2021年春号)No.106、30頁以下参照。

²⁰ 日韓原爆被害者共同声明は同誌 54 頁に掲載。協会 HP http://www.hankaku-j.org/new_back.html から閲覧可能。

²¹ 同誌 55 頁以下、英訳文もあわせて掲載。協会 HP <http://www.hankaku-j.org/statement/jalana/210122.html> (英訳文は http://www.hankaku-j.org/english/opinion/210122_e.html) から閲覧可能。

3. 第5回「原発と人権」全国研究・市民交流集会 in ふくしま 4/3 全体オンライン集会と 4/5 分科会「人間と核の関係を考える」のとりくみ

2021年3月は、福島原発事故から10年の節目の年であった。4/3 全体オンライン集会「福島原発事故10年 これまでとこれから」では「原発と人権」ネットワークに結集する当協会メンバーを中心にその成功に向け貢献した。

「原発と人権」全体集会の中でも「核兵器と原発」というテーマは、他の分科会に類のない独自の視点であり分科会でフォローすべきとの立場から、今回は大局的に「人間と核の関係を考える」ことをテーマとした分科会を、当協会及び日本国際法律家協会との共催でオンライン方式により行った。報告者に穴見慎一立教大学講師(環境思想)、直野章子京都大学准教授(社会学)を招き、コメントーターを佐々木亮聖心女子大学講師が務めた。過去4回の分科会では、基調報告者含めパネリスト4~5名が語り議論する形式だったが、今回は報告者数を絞り、それぞれ異なる専門分野からの「人間と核の関係を考える」視点が提供され、内容を深く掘り下げる分科会となった。

尚、参加申込者(事前登録数)79名、実参加者55名で、かつてない規模であった。終了後16名からアンケートの回答²²が寄せられ、参加者の感想からも好評を博したことが分る。また、この機会に関連論稿を掲載した機関誌を案内したところ、5冊セット7セット、単独7冊、計42冊の購入申込があった。

4. IALANA との連携及び ICJ25th のとりくみ

2020年6月IALANA総会とその後の議論により確認された「IALANAの今後5年から10年先までの優先事項」(以下、討議文書)に関し、IALANA執行部からの要請に答え、当協会の特に注力したいと考える課題について回答した。2020年総会決議に基づき、IALANA討議文書に示された優先事項の中でも「核軍縮と人権の橋渡しの強化」を重視しつつ、TPNWへの支持を広げ普及するとりくみとあわせ朝鮮半島・北東アジアの非核化のための活動、NPT再検討会議に向けてのとりくみ、ノーモアヒバクシャ訴訟・黒い雨訴訟・ビキニ労災訴訟・福島原発生業訴訟等の国内訴訟支援に注力することを伝えた。

2021年3月にオンラインで行われたIALANA執行部会議には、日本(JALANA)から佐々木猛也IALANA共同会長を筆頭に、会長、事務局長、理事、事務局メンバーが参加した。この場において、ICJ核兵器勧告的意見25周年を記念するオンラインイベントを7月上旬に開催することが提起され、当初、時差の問題を解決するため、欧米とアジア・太平洋地域と2箇所に分けることが提案された。当協会がアジア・太平洋地域での開催のイニシアをとることを期待されたものの、時間的制約や報告者確保の困難から、アジア・太平洋地域の連携は中長期的課題とし、今回はイベントを行わず、①欧米で7/8「過去をふり返り未来を見据える:核兵器の威嚇または使用の合法性に関する1996年ICJ勧告的意見25周年記念!」と題するウェビナーを開催。日本からは佐々木猛也IALANA共同会長及び大久保賢一会長のビデオメッセージ²³を、高部優子会員が代表を務める株式会社ビープロダクションの力を借りて各々制作して送り、ウェビナーの中で上映してもらった。前述1項に記載したコスタリカのArmando Mora Solís氏にも上記ウェビナーを紹介し、視聴してもらいその後も交流を続けている。②日本でも同日「ICJ核兵器勧告的意見25周年特別企画」と題する核フォーラムを開催した(次項で詳述)。

²² アンケートの一部を機関誌『反核法律家』№107(2021年夏号)22頁以下に掲載。

²³ http://www.hankaku-j.org/movie/jalana_sasaki.html(佐々木猛也IALANA共同会長)、http://www.hankaku-j.org/movie/jalana_ohkubo.html(大久保賢一会長)からそれぞれ閲覧可能。

5. 核フォーラム

昨年は新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催することができなかった。しかし TPNW 発効を機に、市民社会の中でその内容を普及し議論を深めることの意義に鑑み、本年はオンライン（ZOOM）形式での開催を試みた。開催状況は以下の通りである。尚、進行役は森一恵事務局長と大住広太事務局次長が交代で務めた他、事務局中心に ZOOM 操作にかかるとスタッフチームを設けた。

開催日	参加者数 ※（）内は 申込者数	報告者並び にコメント ーター	テーマ
2月13日	26(30)名	山田寿則	・解説・核兵器禁止条約（第1回）核フォーラムについて、TPNW をめぐる現状と TPNW の概要、TPNW1 条
5月8日	34(38)名	山田寿則 河合公明	・解説・核兵器禁止条約（第2回）TPNW の現状、2～4 条の概要と論点 ・2～4 条の論点をめぐって
7月8日	34(51)名	佐々木猛也 山田寿則	〈ICJ 核兵器勧告的意見 25 周年特別企画〉 ・「世界法廷運動 被爆地広島と日本の法律家の果たした役割」 ・「1996 年核兵器勧告的意見から 25 年—2017 年核兵器禁止条約との比較検討—」
9月2日	31(39)名	山田寿則 佐々木 亮	・解説・核兵器禁止条約（第3回）TPNW5～7 条、 ・核兵器禁止条約 6 条と国際人権法
12月16日（予定）		山田寿則 小溝泰義	・解説・核兵器禁止条約（第4回）TPNW 第1回締約国会合に向けて（予定）

毎回終了時に次回告知を行った。リピーターの参加申込が多いのが特徴的である。「解説・核兵器禁止条約」シリーズでは、報告者の報告後は、熱心な質疑応答、議論がなされ参加者の関心の高さがうかがえる。ICJ 核兵器勧告的意見 25 周年特別企画²⁴においては、世界法廷運動を知らない若い世代に感銘を与え、勧告的意見から 25 年を経た現在の TPNW をはじめとする国際法の到達点を学ぶ機会を提供できた。

フォーラム告知の際には毎回のテーマにあわせ、関連論稿掲載の機関誌を案内したところ、平均約 8%の参加者から、機関誌 5 冊セット 7 セット、単独 4 冊、計 39 冊購入申込（9 月 14 日現在）があった。また、後日視聴の要望に応え、希望者には報告者の報告まで公開した ZOOM リンク（後日 YouTube に切替え）からの視聴を可能にした。

6. 理事会

2020 年総会で採択・承認された会則改定及び新役員体制により強化された事務局体制の下、下記のとおり、理事会を開催（すべて全体オンライン会議）した。下記記載の主な議題の他、毎回議論の冒頭に核をめぐる直近情勢について意見を交わした。理事会参加人数はほぼ毎回二

²⁴ 機関誌『反核法律家』№108(2021 年秋号)7 頁以下に詳細を掲載。

桁にのぼる。引き続き多くの会員の参加を呼び掛けたい。メーリングリストを通じて理事会で話し合われた内容を簡単にまとめた議事録を配信した。

開催日	参加者数	主な議題
12月10日 (2020年)	13名	総会・意見交換会総括、当面の方針、NGO連絡会報告、第5回「原発と人権」実行委員会報告、IALANA討議文書の普及と課題・担当 project の検討、ヒバクシャ国際署名のとりくみ、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、非核の政府を求める会、外
1月18日	10名	TPNW 発効歓迎声明の検討、核フォーラムの設定、延期後の NPT 再検討会議に向けて、コスタリカとの交流、NGO 連絡会 1/23 イベント、第 5 回「原発と人権」、IALANA 討議文書の普及と課題・担当 project の検討、2/5 ヒバクシャ国際署名とりまとめ会、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、非核の政府を求める会 1/11 の 35 周年記念シンポ、外
2月18日	12名	NGO 連絡会 1/23 イベント・2/4 外務省との意見交換会及び記者会見・2/12 各党国会議員討論会、核フォーラム 2/13 総括と 5/8 準備、2/5 ヒバクシャ国際署名とりまとめ会、第 5 回「原発と人権」全体会及び分科会準備、IALANA 討議文書に対する JALANA のとりくみ、2/26 日弁連シンポ、非核の政府を求める会、外
3月18日	12名	第 5 回「原発と人権」全体会及び分科会準備、IALANA3/16 執行部会議 (ICJ25th イベント等) について、NPT 再検討会議に向けて、5/8 核フォーラム準備、外
4月21日	12名	第 5 回「原発と人権」全体会及び分科会総括、IALANA・ICJ25th イベントと当協会独自のとりくみ、核フォーラム 5/8 及び 7/8 準備、NGO 連絡会、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、非核の政府を求める会、外
5月19日	9名	IALANA4/29 執行部打合 ICJ25th イベント等、核フォーラム 5/8 総括と 7/8 準備、NPT 再検討会議に向けて、NGO 連絡会、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、非核の政府を求める会、外
6月22日	12名	IALANA・ICJ25th イベント、7/8 核フォーラム準備、11/13 総会・意見交換会準備、NGO 連絡会、「原発と人権」ネットワーク、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、非核の政府を求める会、7/19 日弁連シンポ告知、高知ビキニ被災事件進捗報告、外
7月14日	12名	核フォーラム 7/8 総括と 9/2 準備、IALANA・ICJ25th イベント報告、11/13 総会・意見交換会準備、黒い雨訴訟二審判決報告、NGO 連絡会、「原発と人権」ネットワーク、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、非核の政府を求める会、外
9月8日	11名	9/2 核フォーラム総括、11/13 総会・意見交換会準備、8/5 国会議員討論会報告、8/27 NGO 連絡会報告、9/26 国際核廃絶デー企画進捗報告、7/26 第 4 回 ICAN キャンペーン展開構想会議報告、IALANA 会費(分担金)等、非核の政府を求める会常任理事会報告、ビキニ労災訴訟の状況、外
10月13日	14名	11/13 総会・意見交換会準備、12/16 核フォーラム準備、IALANA 共同会長会議に向けて、NPT 再検討会議・TPNW 第 1 回締約国会合に向けてのとりくみ、外

7. 機関誌『反核法律家』の発行

主な内容は以下のとおりである。

号	主な内容

105 (2020 冬)	フクシマ原発事故 10 年、オンラインシンポ「創造から想像へ」、2020 総会決議
106 (2021 春)	2020 総会・意見交換会「朝鮮半島の非核化のために」、核兵器禁止条約発効歓迎声明
107 (2021 夏)	第 5 回「原発と人権」全国研究・市民交流集会 in ふくしま分科会「人間と核の関係を考える」
108 (2021 秋)	ICJ 核兵器勧告的意見 25 周年、9 条地球憲章の会「地球平和憲章—日本発モデル案」発刊記念

8. ホームページの改善

ホームページが当協会と広範な市民社会との最初の接点となることを考慮して、当協会の活動内容や提供情報等を分かりやすく発信するため、管理会社と協議しながら改善を進めてきた。またスマホからのアクセスも意識して、より見やすいものになるように工夫してきた。尚、原爆裁判・下田事件アーカイブをより多くの人に活用してもらえるよう、検索リストの標題をわかりやすくした。

9. 核兵器廃絶日本 NGO 連絡会との協働

核兵器廃絶日本 NGO 連絡会（以下 NGO 連絡会）は、核兵器廃絶に向けて日本国内で活動する NGO・市民団体の連絡組織である²⁵。共同代表には当協会大久保賢一会長、同足立修一理事も加わり（2021 年に NGO 連絡会は、運営体制強化のため、従来の「共同世話人」を「共同代表」に改称し従前の 5 名から 6 名に増やすとともに、幹事会を新設し実務の円滑化を図った）、各団体との意見交換、情報収集などに取り組んでいる。主に連絡会のメーリングリストを通じて密接に連絡を取り合うほか、毎月開催される会合には当協会の役員数名が参加している。

NGO 連絡会は、ヒバクシャ国際署名推進連絡会とともに 1 月 23 日 TPNW 発効記念イベントを行い、当協会も団体として参加した他、当協会会員もイベント成功に寄与した。2 月 4 日には外務省との意見交換会及び記者会見が行われ、2 月 12 日と 8 月 5 日には各党国会議員討論会が行われた。8 月に広島で行われた国会議員討論会では、各党の TPNW 署名・批准また締約国会合に対する姿勢を問い、中満泉国連軍縮担当上級代表が現地参加、オーストリアのクメント大使がオンライン参加している。いずれのイベントも原則オンラインで行われ、当協会会員もスタッフとして助勢し、また多数が視聴している。9 月 26 日には、核兵器廃絶国際デー記念シンポジウム「安全保障とは何か—パンデミックの時代に大切なものを考える」(国連広報センター共催)が都内会場(場内での一般聴講は行わず)から YouTube でライブ配信された。核廃絶デー記念シンポは、本年も若者を中心に企画・運営され、企画後も含め約 1,200 名もの視聴があった。また 9 月 27 日には NPT 再検討会議と TPNW 締約国会合を控え、また米国元政府高官等からの核先制不使用政策に反対すべきでないとの要請についての政府・外務省の姿勢を問う意見交換会が行われ、当協会を代表して大久保賢一会長が参加・発言した。

²⁵ 活動内容の詳細は以下のウェブサイトを参照。

『核兵器廃絶日本 NGO 連絡会』<https://nuclearabolitionjpn.wordpress.com/>

10. ヒバクシャ国際署名推進連絡会²⁶との協働

2016年4月より被爆者の呼びかけによって始まった「ヒバクシャ国際署名」は、TPNW交渉国連会議や国連総会に提出され、2017年TPNW採択を後押ししてきた。TPNWの成立を機に、署名文言の更新が検討され、核兵器禁止条約にすべての国の加盟を求めることが追記された。連絡会は、毎月定期的に会合を開き、当協会からは、田部知江子理事が参加してきた。2020年末までに国内外で1370万2345筆を集め、2021年2月5日にこれまでの活動を振り返るオンライン集会を行い、3月31日に活動の幕を閉じた。

11. 「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会」との連携

当協会は同会に団体加盟し、年会費1万円を負担している。また、当協会の大久保会長（理事）、内藤副会長（理事）、田部理事（理事）が役員として活動に関わっている。

12. 創価大学法学部「人間の安全保障フィールドワーク」の学生の当協会訪問

ここ数年恒例となっている学生訪問につき、2021年8月オンラインインタビューを受けた。大久保賢一会長より、パワーポイント資料を使って核兵器が何をもたらすか、TPNWの意義、核抑止論の誤謬、今後の課題などを説明し、その後学生からの質問に山田寿則理事とともに回答するかたちで進められた。尚、インタビューに加わった学生の内、複数名が核フォーラムにも参加した。

Ⅲ. 活動方針

A 目標

1. 核兵器の廃絶

核兵器の廃絶は、何十年にもわたって苦しみ続けている被爆者の切実な願いであり、当協会はこの願いを実現させるために設立された。よって、核兵器の廃絶は当協会の最優先課題であることを再確認する。核兵器禁止条約(TPNW)が2021年1月に発効し、朝鮮半島の非核化に向けて新たな局面を迎えている情勢を踏まえ、TPNWの普遍化・朝鮮半島の完全な非核化と朝鮮戦争の終結、並びに北東アジアの非核地帯化を通して「核兵器のない世界」の達成と維持を目指す。

2. ヒバクシャ援護

ヒロシマ・ナガサキの被爆の実相が核兵器廃絶の原点である。被爆者援護と同時に福島原発事故の被害者救済に取り組む。また、在外被爆者との連携をはじめ、核実験被害者を含めたグローバルヒバクシャの観点から世界中の核被害者との連帯を進める。

3. 原発に依存しない社会の構築

日本政府は、深刻な被害をもたらした福島第一原発の事故について何も反省せず、我々の要求とは反対に、原発再稼働の取組み強化をかかげて、稼働率引き上げを企てている。岸田文雄首相も、原発再稼働に前向きな姿勢を示している。しかし、未曾有の被害をもたらした福島原発事故により、原子力発電と人類は共存できないことは明らかであり、原発政策に依存する社会は、将来さら

²⁶これまでの活動内容の詳細は以下のウェブサイトを参照。

『ヒバクシャ国際署名』<https://hibakusha-appeal.net/>

なる凄惨な被害をもたらしかねない。我々は政府に歯止めをかけるために、国内外の市民社会との連携を強め、脱原発運動をよりいっそう強化しなければならない。

B 行動計画

1. 再延期後の 2020NPT 再検討会議に向けて

世界的なコロナ感染拡大の影響により、2020NPT 再検討会議は再延期され、2022 年 1 月開催の見通しとなった。元来 2020NPT は発効 50 周年、第 10 回目の節目にあたっていたのであり、今回の合意形成プロセスに留意する必要がある。また、I (1) で示したとおり、2020 年日本政府は国連総会に「6 条を含む NPT の完全・着実な履行にコミットする」との決議を出し採択されている。日本政府が被爆国であることを枕詞に核兵器国と非核国との「橋渡し」の役割を自任するならば、核軍縮の議論において、核兵器国に軸足を置いた「究極的廃絶」の立場からの脱却が求められる。私たちは、日本政府が NPT6 条の完全実施、すなわち核軍縮誠実交渉とその完結義務を果たすよう、市民社会とともに注視していかなくてはならない。あわせて、この間サイドイベント・ワークショップを企画してきたこれまでの蓄積を活かし、NPT の舞台で「核兵器も戦争もない世界」を実現するための提案をアピールする方法を検討する。

2. TPNW の普遍化、日本政府に早期の署名・批准と締約国会合への参加を求めるとりくみ

TPNW は、「核兵器のない世界を達成しかつ維持する」ことが、「世界の最上位にある公共善であり、国および集団双方にとっての安全保障上の利益に資する」(前文 5 段)とうたっている。核兵器頼みの安全保障から、核兵器のない世界の実現で平和と安全を確保するという TPNW 規範の普遍化を、この間の核フォーラムの成果などを活かしつつ、広範な市民社会と連携して加速させる。

TPNW は、第 8 条において締約国会合に、非締約国や国連等国際機関とならんで赤十字及び NGO にオブザーバーとして出席するよう招請を行うことを定め、非締約国や市民社会の関与を積極的に求めている。当協会は、核兵器廃絶日本 NGO 連絡会と協働しつつ、日本政府に対し、引き続き TPNW の署名・批准を求めるとりくみを強めながら、締約国会合への参加を求めていく。2021 年衆院選の結果誕生した、安倍・菅路線を継承し TPNW に背を向ける岸田政権の下で私たちの活動は、いっそう重要になる。あわせて NGO の一員として当協会としても、被爆の実相を伝え、被爆者援護にとりくんできたこの間の蓄積を活かし、締約国会合に積極的に関与する。

3. 朝鮮半島・北東アジア非核化のために

朝鮮半島の平和と安定のためには、韓国・北朝鮮双方の敵対的ではない民衆レベルでの交流が重要となる。当協会はこれまでも意見交換会「朝鮮半島の非核化のために」を行い、マスメディアでは伝えられない情報・議論を発信してきた。南北朝鮮及び日本の市民社会における対話と交流、情報交換の場を提供し、提言などを発信していくことは、引き続き当協会の重要な任務である。とりわけ、日本と朝鮮半島の被爆者との連携、在外被爆者やグローバルヒパクシャとの協働に尽力することが求められている。2020 年意見交換会をきっかけに、韓国原爆被害者との連携が進み、アメリカの原爆投下責任を追及する課題も浮上している。かつての新原爆裁判²⁷における当協会の蓄積を活かして、私たちはこの課

²⁷ 新原爆裁判のとりくみについては当協会 HP、http://www.hankaku-j.org/list_b_3.html を参照。

題を前向きに検討していく。あわせて、引き続き朝鮮半島及び北東アジアの非核化に向けてその展望を、市民社会とともに検証していく。

4. IALANA との連帯

II 活動報告 4 項記載のとおり、IALANA 討議文書に示された優先事項の中でも、当協会が特に注力したい旨回答した諸課題を実践する。とりわけ「核軍縮と人権の橋渡しの強化」という面で、軍縮分野への人権法的アプローチを深化させ、市民社会に普及していくことは当協会固有の課題である。引き続き、NPT や TPNW 締約国会合をはじめ国際機関による、あるいは国際 NGO による重要な国際会議の場での IALANA との協力協働、IALANA が主催・共催する国際会議への貢献、また意見交流の場などを通じて連携を強化する。IALANA の組織的基盤を強化するため、当協会に求められる必要な貢献について、協議検討していく。

ICJ 核兵器勧告的意見 25 周年記念イベント検討の際に、中長期的課題としてアジア・太平洋地域のネットワークづくりが提起された。既にコンタクトのあるニュージーランド・スリランカのメンバーらとの連携を発展させる。また、会員らが COLAP (アジア太平洋法律家協会) などを通じて交流した人たちへの働きかけを試みる。

5. 核兵器廃絶日本 NGO 連絡会との協働

核兵器廃絶日本 NGO 連絡会は、外務省や「賢人会議」等との意見交換会、各政党党首・国会議員との討論会や、核兵器廃絶国際デーにちなんだイベントなどに積極的にとりくみ、市民社会の声を政府の核政策に反映させるうえで、重要な機会となっている。当協会は、引き続き同連絡会と協働してとりくみを強化する。

6. 「原発と人権」ネットワークとの協力協働

原発に依存しない社会の実現をめざして「原発と人権」ネットワークとの協力協働により脱原発運動を進める。原発被害者損害請求訴訟や原発差止訴訟を支援し、人類と核は共存できないという立場から、とりくみを強める。

7. 当協会会員の拡大と財政基盤の強化

当協会の会員数は 250 名弱 (10 月 14 日現在) である。会員の高齢化や逝去によるやむを得ない退会に比して、新たな入会者が少ないため依然減少傾向にある。しかし NGO 連絡会の活動や核フォーラム等が接点となり、若い世代・学生らの入会につながるケースも生まれている。身近な人への働きかけとともに、積極的に将来世代にうたえるための工夫が求められる。

同時に会員にとって魅力ある会とするために活動の充実を図り、当協会の財政基盤を強化する。会計処理については、この間オンライン決済方法を取り入れるなど合理化をはかってきた。引き続き会計処理の効率化を図り、利便性を高めることに努力する。

8. 機関誌「反核法律家」の充実

引き続き年 4 回発行を目標とする。立命館大学国際平和ミュージアムのような定期購読申込例をさらに増やす。大学図書館等への働きかけを強める。

9. ホームページの充実

当協会会員・役員から寄せられた改善案に基づき、さらなる充実を図る。またこの間作成してきた英語版ページの活用で、海外からのアクセスにも対応できるよう内容を検討し、国際的な発信力を高める。原爆裁判・下田事件アーカイブが完成し、歴史的価値ある資料の公開・閲覧が可能になった。アーカイブの存在をさらにアピールし、反核 NGOs や学生に活用してもらえるよう工夫する。

また、Facebookをはじめとした SNS 等も活用し、情報の発信力を強化する。

10. 理事会・役員体制の充実

引き続き毎月理事会を開催する。参加者が増えるよう案内・報告を早めに送るなどの工夫を続け、Zoom システムも活用する。また、理事会資料の整理・共有方法を検討する。当協会が反核運動の中で、法律分野における最先端の理論集団としての役割を果たせるよう、役員体制を充実し、若手の育成を進める。

11. 「核フォーラム」の充実

Ⅱ活動報告 5 項記載のとおり、今期からとりくんだオンラインによる核フォーラムは、市民・学生の学ぶ意欲に応え、参加者の規模の点でも質の点でも充実した内容となった。引き続き、当協会が幅広く市民社会と意見交換を進める貴重な場と位置付け、自由闊達な議論が行えるよう工夫していく。2022 年 1 月予定される NPT 再検討会議や同年 3 月予定の TPNW 第 1 回締約国会合などにあわせ、市民・学生の興味関心に応えられるようテーマを検討する。

12. メーリングリストの活用

会員の協力を得て、参加者 145 人(2021 年 10 月 14 日現在)にまで拡大した。そこでは、理事会の案内・報告に加え会員同士の情報提供や意見交換が活発に行われている。今後もメーリングリストを積極的に活用するとともに、参加者数の拡大を図る²⁸。

13. 「非核の政府を求める会」との連携

「非核の政府を求める会」の専門部会との密接な交流を検討する。

14. 「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会」との連携

当協会も加盟団体として「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会」の活動、とりわけ「継承センター」の設立に協力する。

15. 改憲問題対策法律家 6 団体連絡会との連携

改憲問題対策法律家 6 団体連絡会(以下、法律家 6 団体)は、社会文化法律センター、自由法曹団、青年法律家協会弁護士学者合同部会、日本国際法律家協会、日本反核法律家協会、日本民主法律家協会の 6 つの団体で構成され、政府の違憲行為や「憲法改正」の企てに対し、協働して集会を開催したり声明を発表したりするなどの活動を行ってきた。当協会も参加団体として、この間「新型

²⁸ メーリングリストに参加していない会員の方は下記連絡先宛にメールアドレスを教えてください。

FAX:04-2998-2868 E-mail:jalana.office@gmail.com

インフルエンザ等対策特措法の一部を改正する法律案に反対する法律家団体の声明」「『日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律』の可決成立に強く抗議する法律家団体の声明」等声明や法律家 6 団体も加わったデジタル監視法案に反対する法律家ネットワークの『『デジタル監視法案』についてプライバシー保護の観点から慎重審議と問題個所の撤回・修正を求める意見書』等意見書の発出にあたり起案などに貢献して、法律家 6 団体のとりくみに協力してきた。引き続き、協力・協働を進める。

IV. 役員体制

日本反核法律家協会役員名簿

役職	氏名	所在	職業	備考
会長	大久保 賢一	埼玉	弁護士	
副会長	高崎 暢	北海道	弁護士	
副会長	内藤 雅義	東京	弁護士	
副会長	成見 幸子	宮崎	弁護士	
副会長	藤原 精吾	兵庫	弁護士	
事務局長	森 一恵	三重	弁護士	
事務局次長	大住 広太	東京	弁護士	
理事	梓沢 和幸	東京	弁護士	
理事	足立 修一	広島	弁護士	
理事	池上 忍	広島	弁護士	
理事	井上 正信	広島	弁護士	
理事	浦田 賢治	東京	学者	IALANA 副会長
理事	太田 茂	東京	弁護士	
理事	萱野 唯	東京	弁護士	
理事	君島 東彦	京都	学者	
理事	佐々木 猛也	広島	弁護士	IALANA 共同会長
理事	佐々木 亮	東京	学者	新規就任
理事	笹本 潤	東京	弁護士	
理事	椎名 麻紗枝	東京	弁護士	
理事	高見澤 昭治	東京	弁護士	
理事	田部 知江子	東京	弁護士	
理事	徳岡 宏一郎	東京	弁護士	

理事	豊島 達哉	大阪	弁護士	新規就任
理事	中川 重徳	東京	弁護士	
理事	中西 裕人	大阪	弁護士	
理事	西山 明行	千葉	弁護士	
理事	村山 志穂	埼玉	弁護士	
理事	森 孝博	東京	弁護士	
理事	安原 幸彦	東京	弁護士	
理事	山田 寿則	東京	学者	IALANA 理事
監事	岡部 素明	埼玉	税理士	
機関誌・会計	井上 八香	埼玉	事務員	
機関誌	田中 恭子	埼玉	事務員	

梅田章二弁護士 退任